

宝塚市告示第20号

街区の設定について

宝塚市住居表示に関する条例第2条の規定に基づき、次のとおり山本丸橋2丁目の一部に街区を設定して告示の日から施行する。

令和6年(2024年)2月7日

宝塚市長 山崎 晴恵

山本丸橋2丁目

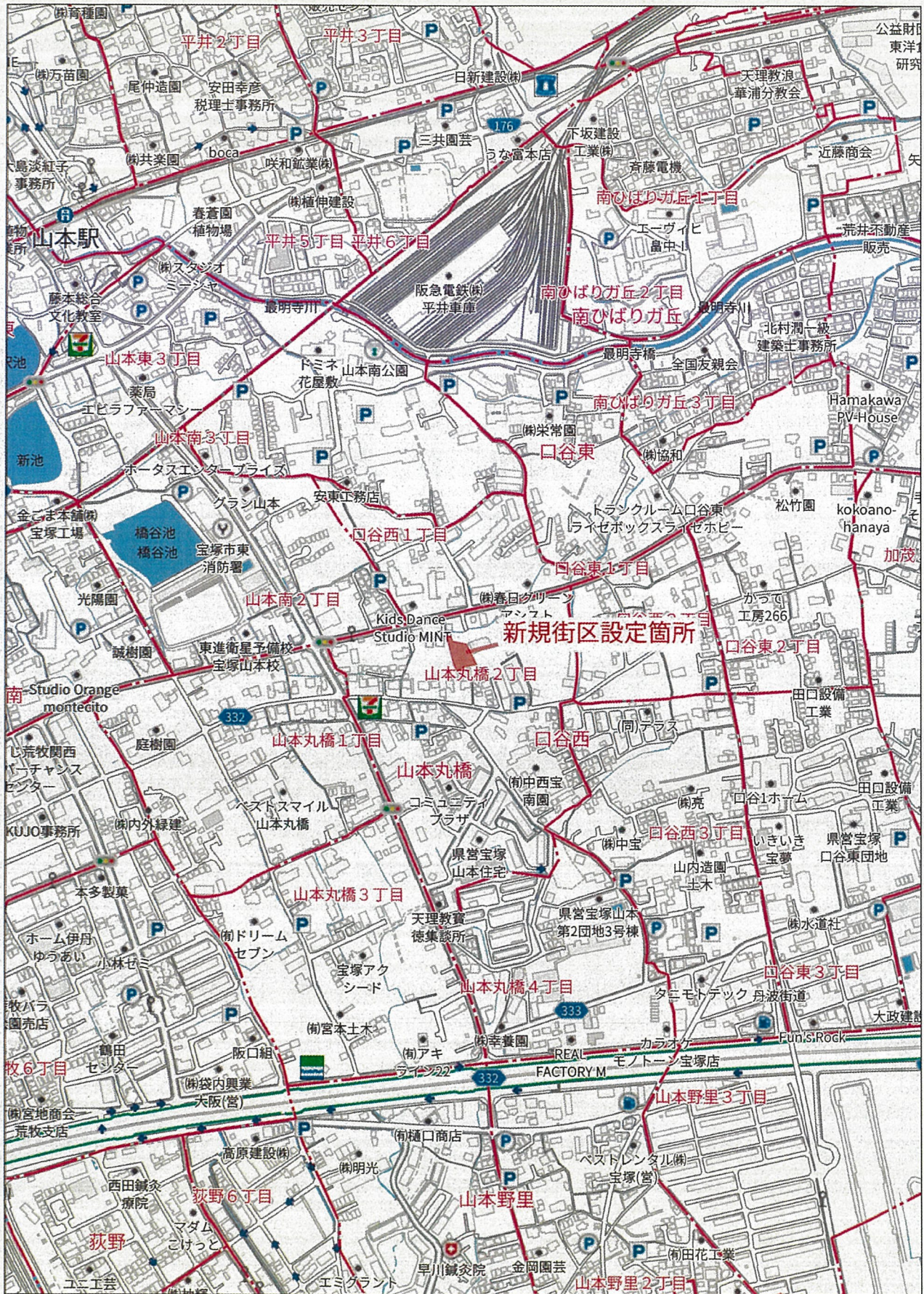
2番街区を設定する

設定理由

街区が設定されていない山本丸橋2丁目の一部の区域において建物の建築にあたりこれを機に街区を設定しようとするものです。

宝塚市住居表示に関する条例(抜粋)

第2条 市長は、街区の区域を新たに画し、若しくはこれを廃止し、又は街区の区域若しくはその街区符号を変更するときは、その旨及び実施期日を告示するとともに関係人に通知しなければならない。



禁無断複写複製
兵庫県宝塚市

